

春日市溜池保全審議会委員  
応募要領

応募期間 令和8年1月5日（月）～1月23日（金）

# 春日市溜池保全審議会委員応募要領

## 1 附属機関の名称

春日市溜池保全審議会

## 2 目的

春日市は、春日市溜池保全条例第15条に基づき溜池保全審議会を設置し、「溜池の適正な保全を総合的に推進して住民の健康で文化的な生活を確保し、もって公共の福祉に寄与すること」を目的に、溜池保全地区における行為申請に関する審議を行っています。

この度、広く市民の意見を反映していくため同審議会の市民委員を募集します。

## 3 審議事項

溜池保全審議会は、次に掲げる事項について審議します。

- (1) 春日市溜池保全条例第8条第3項及び第4項の規定に関する事項
- (2) 同条例第7条の2に関する事項
- (3) その他溜池の保全に関して必要な事項

## 4 委員の構成

学識経験者3人、関係団体者（水利組合・自治会等）8人及び市民4人の合計15人で構成されています。

## 5 開催回数

審議の必要に応じて、年間1～4回程度の範囲で平日日中に開催します。

## 6 公募の数

4人

## 7 委員の任期

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

## 8 報酬等

報酬	開催日1日当たり	6,500円
費用弁償	開催日1日当たり	1,000円

## 9 応募資格

令和8年1月5日時点の年齢が18歳以上の市民とします。

ただし、「本市において同時に2を越える附属機関の委員として現に就任されている方、就任を予定されている方」または「過去、審議会に就任されておりその在任期間が12年に達している方」は除きます。

## 10 応募方法

申込期間内に次に掲げる書類各1部を、郵送、Eメール、都市計画課窓口（市役所3階）に持参のいずれかで提出してください。

- (1) 市指定の申込書（様式は別紙）
- (2) 課題小論文

<課題>

春日市におけるため池及び周辺緑地の保全等について

<作成上の注意事項>

- ① 上記課題に対する、自らの経験、経歴、今後望まれる活動等に触れながら、1,200文字程度で具体的に記述してください。
- ② 「原稿用紙に手書した文書」か「Word等文書作成ソフトで作成した文書」とします。
- ③ 用紙サイズは、A4判サイズとします。

## 11 応募期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）まで

ただし、郵送の場合は、令和8年1月23日の消印のあるものまで有効とします。

## 12 選考方法

溜池保全審議会委員として適格であるかを判断するため、書類審査を行います。

選考の結果については、応募者全員に通知します。

## 13 注意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。
- (2) 申込書、その他提出された書類は、理由の如何を問わず応募者に返却しません。

## 14 提出先及び問い合わせ先

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市都市整備部都市計画課公園担当

電話 092-584-1111（内線3512）

FAX 092-584-1143

メール kouen@city.kasuga.fukuoka.jp